

代行運転業務の提供に関する説明書

名称 代行運転スピード 住所 静岡県湖西市新居町浜名4250-1 電話 (053-594-0557)

運転代行業務従事者の氏名	白井 剛士																																				
適用する料金の内容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">基本料金</td> <td style="width: 10%;">3 Km まで</td> <td style="width: 10%;">2,000 円</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>その後</td> <td>1 Km ごと</td> <td>200 円</td> <td>1 5 Km から</td> <td>300 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">料金算定の基礎となる代行運転は自動車メーターで算定します</td> </tr> <tr> <td>深夜料金</td> <td>1 2 時以降</td> <td>- 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1時以降</td> <td>- 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2時以降</td> <td>500 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	基本料金	3 Km まで	2,000 円				その後	1 Km ごと	200 円	1 5 Km から	300 円		料金算定の基礎となる代行運転は自動車メーターで算定します						深夜料金	1 2 時以降	- 円					1時以降	- 円					2時以降	500 円			
基本料金	3 Km まで	2,000 円																																			
その後	1 Km ごと	200 円	1 5 Km から	300 円																																	
料金算定の基礎となる代行運転は自動車メーターで算定します																																					
深夜料金	1 2 時以降	- 円																																			
	1時以降	- 円																																			
	2時以降	500 円																																			
適用する自動車運転代行業 約款	当社は、国土交通大臣が定めて公示した「標準自動車運転代行約款」 (平成14年5月24日告示第455号) を適用しています。 概略は別紙に記載しています。																																				
その他 :	随伴用自動車により旅客自動車運送業に該当する行為は行えません。																																				

標準自動車運転代行約款の抜粋

- 1、運行の安全確保のために行う係員の指示にしたがってください。
- 2、次の場合には、代行運転業務の提供及びその継続を拒絶する場合があります。
 - ・ この約款によらないものであるとき。
 - ・ 代行運転自動車に故障もしくは破損があるとき又は法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
 - ・ 道路交通法、道路運送法等の規定や公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。
 - ・ 当社の運転者や係員がお香なう運行の安全確保のための指示に従わないとき。
 - ・ 泥酔等により利用者が行き先を明瞭に告げられないとき。
 - ・ 利用者が介添人を伴わない重傷者であるときもしくは感染症の患者（指定感染症の場合は入院を要するものに限る。）
又は新感染症の初見のあるものであるとき。
- 3、当社の代行役務の提供により発生した損害に対しては、賠償する責に任じます。
 ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、又は第三者に故意又は過失があつたこと並びに代行運転自動車に構造上の欠陥等があつたことを証明した時はこの限りではありません。
- 4、利用者の故意もしくは過失等により当社が損害を受けた時は、その損害の賠償を求めます。